

○福岡県警察職員の兼業及び兼任に関する取扱要領の制定について（概要）

（平成11年福岡県警察本部内訓第25号）

この内訓は、福岡県警察職員の兼業及び兼任に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 兼業及び兼任の定義
- 兼業の開始等及び廃止の手続き
- 兼任の手続き

の項目からなっている。